



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®会計基準、修正、IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[デュー・プロセス・ハンドブック](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

[IASB は 2026 年 2 月 24 日から 25 日に会議を行った。](#)

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

リサーチ及び基準設定

- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）](#)
- [IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）](#)
- [償却原価測定（アジェンダ・ペーパー11）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー13）](#)
- [IFRS 第 9 号の適用後レビュー — ヘッジ会計（アジェンダ・ペーパー26）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [引当金—的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22）](#)

リサーチ及び基準設定

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

IASB は 2026 年 2 月 24 日に会合し、公開草案「資本の特徴を有する金融商品」における要求事項案の再審議を継続した。IASB は次のことについて議論した。

- 企業が固定対固定の条件を適用する際の自己の資本に係るデリバティブの分類に関する IAS 第 32 号「金融商品：表示」の修正案（アジェンダ・ペーパー5A-5B）
- プロジェクト計画（アジェンダ・ペーパー5C）

修正案—固定対固定の条件（アジェンダ・ペーパー5A-5B）

IASB は、企業が固定対固定の条件を適用する際の自己の資本に係るデリバティブの分類に関して公開草案で示された要求事項案を進めることを、軽微な文言の改善及びいくつかの的を絞った精緻化を条件として、暫定的に決定した。すなわち、

- 固定額の対価があり、かつ、固定数の自己の資本性金融商品又は固定した交換比率のいずれかがある場合には、デリバティブは固定対固定の条件を満たす旨を明確化する。
- あるグループ企業が他のグループ企業の株式に係るデリバティブを発行する場合、当該デリバティブは、対価の金額が次のいずれかで表示されているならば、連結財務諸表において固定対固定の条件を満たす可能性がある。
 - 当該デリバティブを発行するグループ企業の機能通貨
 - 自らの株式が引き渡されるグループ企業の機能通貨
- 「維持修正」という用語を「資本性金融商品の将来の保有者に対して補償する修正」に置き換え、そのような修正（対価の金額若しくは自己の資本性金融商品の数又はその両方に対する修正）は次の場合にのみ固定対固定の条件に合致する旨を明確化する。

- i. 将来の保有者を所定のトリガー事象後の現在の保有者と同等の経済的狀態に置くことを目的としており、かつ、
 - ii. 基礎となる資本性金融商品の発行と比較して、企業を追加的なリスクに晒さない。
- d. 「時の経過による修正」という用語を「時間の関数のみである修正」に置き換え、そのような修正（対価の金額若しくは自己の資本性金融商品の数又はその両方に対する修正）は次の場合にのみ固定対固定の条件に合致する旨を明確化する。
- i. 事前に決定されており、かつ、
 - ii. 潜在的な行使日又は転換日の間の時間の経過によってのみ変動し、発行者をその他のリスク又は変動性に晒さない。すなわち、当該修正は貨幣の時間価値に関連していない。
- e. 公開草案における「時の経過による修正」の規準の提案を撤回する。この規準は、企業自身の資本性金融商品のそれぞれと交換される対価の金額の現在価値を当初認識時に固定することに関するものであった。
- f. (d)に記述しているように修正が「事前に決定されている」ためには、当該デリバティブの開始時において、各決済日に交換すべき対価の金額及び自己の資本性金融商品の数が次のいずれかであることが要求される。
- i. 契約において定められている。
 - ii. 契約において定められた算式（時間が唯一の変数である）に基づいて算定可能である。
- g. 契約が、対価の金額若しくは自己の資本性金融商品の数又はその両方に影響を与える可能性のある複数の修正を定めている場合、それぞれの個々の修正が固定対固定の条件を満たすことが要求される旨を明確化する。いずれかの修正が固定対固定の条件を満たさない場合には、企業は当該デリバティブ全体を金融資産又は負債に分類する。
- h. (c)及び(d)に記述している修正は、株式と株式の交換（あるクラスの自己の資本性金融商品の固定数と別のクラスの自己の資本性金融商品の固定数との交換）にも適用される。

13名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

プロジェクト計画（アジェンダ・ペーパー5C）

IASBはプロジェクト計画についてのアップデートを受けた。IASBは何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASBは公開草案における分類のトピックについて引き続き再審議する。

IFRS第16号「リース」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）

IASBは2026年2月25日に会合し、次のことについて議論した。

- a. 情報要請「IFRS第16号『リース』の適用後レビュー」に対するフィードバックの要約の残りの部分（経過措置の改善及びその他の事項を扱う）
- b. この適用後レビューに関連性のある学術文献の更新したレビュー

IASBは何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASBは情報要請に対するフィードバックについて審議し、当該フィードバックに対応して何らかの行動を取るかどうかを決定する。

償却原価測定（アジェンダ・ペーパー11）

IASBは2026年2月25日に会合し、本プロジェクトの範囲に含まれる論点の審議を継続した。

何が金融商品の「条件変更」となるのか（アジェンダ・ペーパー11A）

IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」の適用の目的上、何が金融商品の「条件変更」となるのかを明確化すべきかどうかについて議論した。

IASB は、金融資産又は金融負債の条件変更は、契約上のキャッシュ・フローの性質、時期、金額又は不確実性を変化させる契約条件の変更となる旨を明確化することを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

条件変更が認識の中止を生じさせるかどうかの判定（アジェンダ・ペーパー11B）

IASB は、金融資産又は金融負債の条件変更が認識の中止を生じさせるかどうかの判定に関する IFRS 第 9 号の要求事項を明確化すべきかどうかについて議論した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 金融資産（又は金融資産の一部）の大幅な条件変更は、当初の金融資産の認識の中止及び新たな金融資産の認識として会計処理される旨を明確化する。
- b. 金融資産又は金融負債の条件変更が大幅であり認識の中止を生じさせるかどうかを評価するにあたり、企業が原則ベースのアプローチを適用することを要求する。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は本プロジェクトの範囲に含まれる論点の審議を継続する。

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASB は、2026 年 2 月 25 日に会合し、公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x 年改訂）」における提案の再審議を継続した。

投資の減損—減損の兆候（アジェンダ・ペーパー13A）

IASB は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」から次のガイダンスを維持することを暫定的に決定した。

- a. 単独の区分できる事象がそれだけで減損の兆候となるものではない場合があり、いくつかの事象の複合した影響が減損の兆候となる場合がある旨を説明する。
- b. 投資者は関連会社に対する純投資が減損している可能性があるかどうかを判定する際に、気付いた観察可能な情報を考慮することを要求される旨を明確化する。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 28 号の第 41C 項における「取得原価を下回る（中略）投資の公正価値の下落」を「帳簿価額を下回る（中略）公正価値の下落」に置き換える提案を進める。
- b. IAS 第 28 号から、公正価値の「著しいか又は長期にわたる」下落への言及を削除する提案を進める。

- c. 投資者は純投資が減損している可能性があるかどうかを決定する際に観察可能な価格情報（市場相場価格、関連会社に対する追加的な持分を購入するために支払った価格、又は当該持分の一部を売却するために受け取った価格など）を考慮する旨を説明するという提案を進める。
- d. 公開市場で取引されている関連会社について、投資者は報告日現在の市場相場価格を考慮する旨を明確化する。

13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

投資の減損—その他の事項（アジェンダ・ペーパー13B）

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 減損の要求事項をIAS第28号からIAS第36号「資産の減損」に移さない。
- b. 減損損失の戻入れに関する2つの適用上の論点を検討しない。

13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

関連会社との取引—追加的な作業からのフィードバック（アジェンダ・ペーパー13C）

IASBは、関連会社との取引から生じる利得又は損失に関する公開草案における提案に対しての、利害関係者との会合からのフィードバックについて議論するために会合した。

IASBは何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASBは公開草案における提案の再審議を継続する。

IFRS第9号の適用後レビュー — ヘッジ会計（アジェンダ・ペーパー26）

IASBは2026年2月24日に会合し、この適用後レビューの第1フェーズの目的、活動及び日程について議論した。

IASBは何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASBは、2026年後半に公表を予定している情報要請の情報源とするために、諮問グループ及びその他の利害関係者と対話することを計画している。

維持管理及び一貫した適用

引当金—的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22）

IASBは2026年2月24日に会合し、公開草案「引当金—的を絞った改善」における引当金の認識規準のうちの1つ（現在の義務という認識規準）に関する提案について再審議した。この規準は、企業が過去の事象の結果として現在の義務を有していることを要求している。

IASBは、現在の義務という認識規準の中に含めることが提案されている3つの条件のうちの2つについて議論した。

- a. 「過去の事象」という条件、特に当該条件の賦課金への適用についての要求事項案（アジェンダ・ペーパー22A-22B）
- b. 「移転」という条件（「企業の義務の性質が経済的資源の移転である」ことを要求する条件）（アジェンダ・ペーパー22C）

賦課金—適用上の要求事項（アジェンダ・ペーパー22A）

IASB は、公開草案で提案した「過去の事象」条件を、賦課金についての適用上の要求事項で補足することを暫定的に決定した。その適用上の要求事項は次のようなものとなる。

- a. 原則（すなわち、賦課金について過去の事象という条件を満たす経済的便益又は行動は、政府が賦課金を課そうとしている経済的便益又は行動である旨）を定める。
- b. この原則を、制限的な推定（すなわち、政府が賦課金を課そうとしている経済的便益又は活動は、支払うべき賦課金についての賦課金法制によって要求されるものである）で支える。

13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

賦課金—反証可能な推定か反証不能の推定か（アジェンダ・ペーパー22B）

IASB は、その制限的な推定をいくつかの状況において反証可能とすべきかどうかについて議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

認識—移転という条件（アジェンダ・ペーパー22C）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」における現在の義務という認識規準に明示的に移転という条件を追加するという提案を維持する。
- b. 経済的資源を移転する義務と経済的資源を交換する義務との相違を、次のことを明確化することによって、より十分に説明する。
 - i. 経済的資源を他の当事者と交換する義務は、ある経済的資源を当該当事者に移転する義務を当該当事者から別の経済的資源を受け取る権利と組み合わせたものである。
 - ii. 企業が受け取る経済的資源は、企業が資産（例えば、財）又は費用（例えば、サービス）として認識する経済的資源である可能性がある。
 - iii. 企業が経済的資源を他の当事者と交換する義務を有するのは、ある経済的資源の当該当事者への移転により当該当事者から別の経済的資源を受け取る権利が企業に与えられる場合のみである。経済的資源の他の当事者への移転が企業に別の形態の経済的便益を生じさせる可能性があるだけでは十分ではない。
- c. IAS 第 37 号に関する適用ガイダンスにおける設例を拡張して次のことを明確化する。
 - i. 資産廃棄及び環境修復の義務が移転という条件を満たす理由
 - ii. 移転という条件が IAS 第 37 号における測定 of 要求事項とどのように関連するのか
- d. 移転のいう条件の賦課金についての含意を次のことによって明確化する。
 - i. 「賦課金」という用語を非互恵的な課金のみを含めるように定義する。
 - ii. 賦課金についての適用上の要求事項の中で、賦課金についての義務は、定義上、移転条件を満たすこととなる旨を記述する。

13名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は公開草案における提案の再審議を継続する。